

令和7年度 軽自動車税(種別割)の税額表

(1) 三輪・四輪以上の軽自動車の税率

「初度検査年月（初めて車両番号の指定を受けた年月）」によって税率が異なり、登録から13年が経過した車両は環境負荷の観点から、相対的に重い課税となります。

ご自身の車両の初度検査年月を確認したい場合は、車検証または自動車検査証記録事項をご覧ください。

区 分		税 額 (円)		
		【経年重課税率※1】 平成24年3月以前	【旧税率】 平成24年4月～ 平成27年3月まで	【現行税率※2】 平成27年4月以降
三輪		4,600	3,100	3,900
四輪以上乗用	営業用	8,200	5,500	6,900
	自家用	12,900	7,200	10,800
四輪以上貨物	営業用	4,500	3,000	3,800
	自家用	6,000	4,000	5,000

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車、被牽引車は対象外。

※2 条件に当てはまる車両はグリーン化特例の対象となります（下記参照）。

《グリーン化特例（軽課）について》

令和6年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の車両（車検証または自動車検査証記録事項の「初度検査年月」が“令和6年4月”以降）で、下表に当てはまる車両は税率が軽減されます。

なお、この特例は車両を取得した翌年度のみ対象となります。

○グリーン化特例（軽課）の対象車両

対 象 車	軽減の内容
① 電気自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減）	概ね 75%軽減
② 【営業用乗用車のみ】 ガソリン車、ハイブリッド車 （2020年度燃費基準達成かつ 2030年度燃費基準 90%達成車）	概ね 50%軽減
③ 【営業用乗用車のみ】 ガソリン車、ハイブリッド車 （2020年度燃費基準達成かつ 2030年度燃費基準 70%達成車）	概ね 25%軽減

○グリーン化特例（軽課）の税率

区 分		税 額 (円)			
		標準税率	左表①	左表②	左表③
三輪	営業用	3,900	1,000	2,000	3,000
	自家用			-	-
四輪以上乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
	自家用	10,800	2,700	-	-
四輪以上貨物	営業用	3,800	1,000	-	-
	自家用	5,000	1,300	-	-

※ガソリン車、ハイブリット車は、いずれも「平成30年排出ガス基準 50%低減達成車」又は「平成17年排出ガス基準 75%低減達成車」に限る。

(2) 上記以外の車種の税率

種別		税額(円)
原動機付 自転車	総排気量 50cc 以下又は 定格出力 0. 6kW 以下	2, 000
	総排気量 125cc 以下かつ 最高出力 4. 0kW 以下	2, 000
	総排気量 50 超 90cc 以下又は 定格出力 0. 6 超 0. 8kW 以下	2, 000
	総排気量 90 超 125cc 以下又は 定格出力 0. 8 超 1. 0kW 以下	2, 400
	ミニカー	3, 700

種別		税額(円)
軽自動車	二輪	3,600
	トレーラー	3,600
	雪上車	3,600
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の小型自動車		6,000

【軽自動車税に関するお問合せ先】

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室市民税課税制係

TEL 011-381-1012（課直通） FAX 011-381-0390

E-mail: shiminzei@city.ebetsu.lg.jp